

介五郎

総合支援版

制度マニュアル

Ver. 7.0.0.0

令和3年制度改正対応版
(暫定版)



株式会社インフォ・テック

目次

1. はじめに	P. 2
2. 令和3年度改正の概要	P. 3
2-1. 全サービス共通	P. 3
2-2. 訪問系サービス共通	P. 10
2-3. 居宅介護	P. 11
2-4. 重度訪問介護	P. 14
2-5. 同行援護	P. 17
2-6. 行動援護	P. 18
2-7. 通所系サービス共通	P. 19
2-8. 児童発達支援	P. 26
2-9. 放課後等デイサービス	P. 29
2-10. 相談支援サービス共通	P. 31

1.はじめに

本マニュアルでは、令和3年度の報酬改定の概要をまとめております。共通項目および各サービス別に分類しておりますので、関連する項目を目次よりたどってご覧ください。

令和3年度の報酬改定では、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴う障害児者のニーズへの対応、サービス利用の中核となる相談支援に係る質の向上等のための報酬改定を行う必要と、新型コロナウイルス感染症への対応力を強化する観点から、サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.56%となりました。

(1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

- 障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

(2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)

- 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が、個々の障害児がその家族状況やニーズに応じて必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
- 障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。

(3) 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。

(4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

- 障害者がその適性に応じて、地域で自立した生活を実現することができるよう、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

(5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

本マニュアルは、以下の資料を参考に作成しております。

改正内容について、より詳しくお知りになりたい場合は参照下さい。

○厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第24回(令和3年2月4日)

資料1「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」

資料2「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

2.令和3年度介護報酬改定の概要

2-1.全サービス共通

▶介護職員処遇改善加算の見直し

加算率の算定方法を見直す。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。また、従来からの処遇改善加算の減算区分であるIV及びV並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。

（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）

介護職員等処遇改善加算

〈福祉・介護職員等特定処遇改善加算・処遇改善加算の全体のイメージ〉

〈福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件〉

- ・ 現行の福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

〈サービス種類内の加算率〉

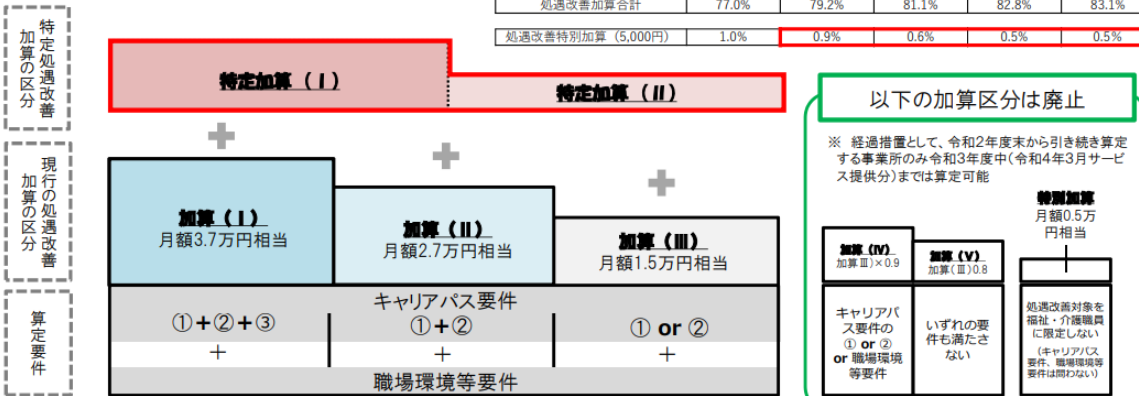
- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定

〈特定処遇改善加算の取得状況〉

	令和元年10月	令和2年1月	令和2年4月	令和2年9月
(Ⅰ)	21.5%	24.4%	28.3%	29.2%
(Ⅱ)	11.6%	14.2%	17.2%	17.6%
合計	33.1%	38.5%	45.5%	46.8%

〈処遇改善加算・処遇改善特別加算の取得状況〉

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和2年9月
Ⅰ (37,000円)	48.8%	58.1%	62.7%	67.5%	68.1%
Ⅱ (27,000円)	14.8%	9.9%	8.6%	7.4%	7.3%
Ⅲ (15,000円)	11.8%	9.8%	8.7%	7.2%	7.0%
Ⅳ (Ⅲ×0.9)	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
Ⅴ (Ⅲ×0.8)	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	77.0%	79.2%	81.1%	82.8%	83.1%
処遇改善特別加算 (5,000円)	1.0%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%



(注) 「キャリアパス要件①」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件②」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件③」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

居宅介護

	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 30.2%	⇒	所定単位数 × 27.4%
加算Ⅱ	所定単位数 × 22.0%	⇒	所定単位数 × 20.0%
加算Ⅲ	所定単位数 × 12.2%	⇒	所定単位数 × 11.1%

重度訪問介護			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 19.1%	⇒	所定単位数 × 20.0%
加算Ⅱ	所定単位数 × 13.9%	⇒	所定単位数 × 14.6%
加算Ⅲ	所定単位数 × 7.7%	⇒	所定単位数 × 8.1%

同行援護			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 30.2%	⇒	所定単位数 × 27.4%
加算Ⅱ	所定単位数 × 22.0%	⇒	所定単位数 × 20.0%
加算Ⅲ	所定単位数 × 12.2%	⇒	所定単位数 × 11.1%

行動援護			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 25.0%	⇒	所定単位数 × 23.9%
加算Ⅱ	所定単位数 × 18.2%	⇒	所定単位数 × 17.5%
加算Ⅲ	所定単位数 × 10.1%	⇒	所定単位数 × 9.7%

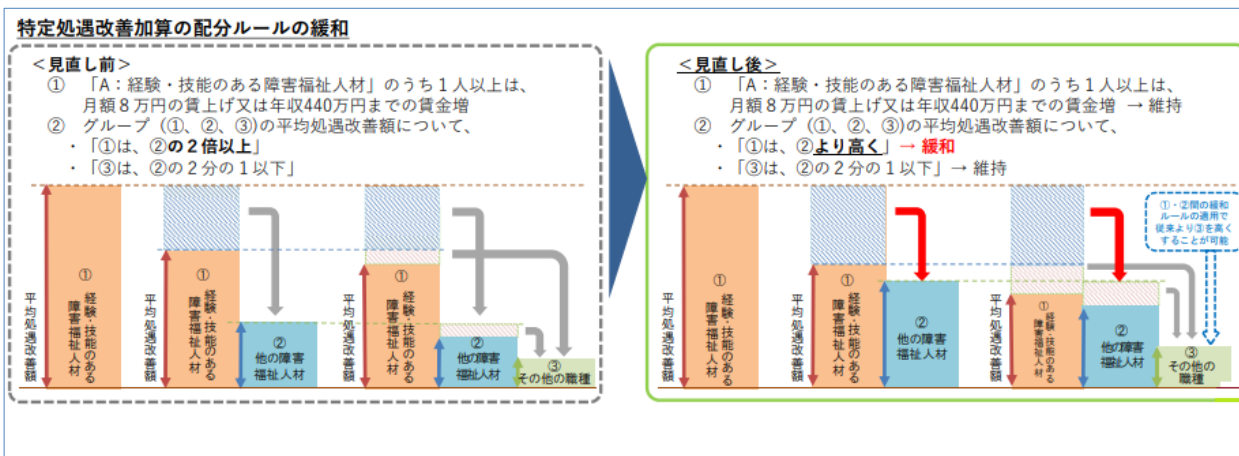
児童発達支援			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 7.6%	⇒	所定単位数 × 8.1%
加算Ⅱ	所定単位数 × 5.6%	⇒	所定単位数 × 5.9%
加算Ⅲ	所定単位数 × 3.1%	⇒	所定単位数 × 3.3%

放課後等デイサービス			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 8.1%	⇒	所定単位数 × 8.4%
加算Ⅱ	所定単位数 × 5.9%	⇒	所定単位数 × 6.1%
加算Ⅲ	所定単位数 × 3.3%	⇒	所定単位数 × 3.4%

▶介護職員等特定処遇改善加算の見直し

福祉・介護職員処遇改善加算の加算率と同様、類似する複数のサービスをグループ分けした上で加算率を設定する。また、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、加算の更なる取得促進を図るとともに、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールについて、より柔軟な配分を可能とするよう「経験・技能のある障害福祉人材」は「他の障害福祉人材」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」に見直す。

介護職員等特定処遇改善加算



居宅介護			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 7.4%	⇒	所定単位数 × 7.0%
加算Ⅱ	所定単位数 × 5.8%	⇒	所定単位数 × 5.5%

重度訪問介護			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 4.5%	⇒	所定単位数 × 7.0%
加算Ⅱ	所定単位数 × 3.6%	⇒	所定単位数 × 5.5%

同行援護			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 14.8%	⇒	所定単位数 × 7.0%
加算Ⅱ	所定単位数 × 11.5%	⇒	所定単位数 × 5.5%

行動援護			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 6.9%	⇒	所定単位数 × 7.0%
加算Ⅱ	所定単位数 × 5.7%	⇒	所定単位数 × 5.5%

児童発達支援			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 2.5%	⇒	所定単位数 × 1.3%
加算Ⅱ	所定単位数 × 2.2%	⇒	所定単位数 × 1.0%

放課後等デイサービス			
	現行		改定後
加算Ⅰ	所定単位数 × 0.7%	⇒	所定単位数 × 1.3%
加算Ⅱ	所定単位数 × 0.5%	⇒	所定単位数 × 1.0%

▶身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

身体拘束廃止未実施減算

※訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)は新設

身体拘束廃止未実施減算

5単位/日

算定要件等

以下、②から④の規定を追加する(訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済)。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)。ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

▶地域区分の見直し

原則・特例

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせる。

【経過措置】 令和2年度までの地域区分と令和3年度における介護報酬の地域区分の範囲で設定する。

【特例】

以下の①又は②の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で見直すことを認める。

- ① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 ※低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能
- ② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

→ 経過措置及び特例の適用については、各自治体の意向を踏まえることとする。

2-2. 訪問系サービス共通

▶地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等について、整備の促進や機能の充実を図る。

緊急時における対応機能の強化

地域生活支援拠点等に係る加算	+50 単位/回※地域生活支援拠点等の場合【新設】
----------------	---------------------------

算定要件等

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等とし急対応の役割を担うことを評価する。（緊急時の対応を行った場合に加算）

※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に更に+50 単位を上乗せする。

2-3. 居宅介護

▶基本報酬の見直し

居宅における身体介護が中心である場合 ※以下の単位数はすべて1回あたり			
	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	249 単位	⇒	255 単位
所要時間 30 分以上1 時間未満の場合	393 単位	⇒	402 単位
所要時間 1 時間以上1 時間 30 分未満の場合	571 単位	⇒	584 単位
所要時間 1 時間 30 分以上2 時間未満の場合	652 単位	⇒	666 単位
所要時間 2 時間以上2 時間 30 分未満の場合	734 単位	⇒	750 単位
所要時間 2 時間 30 分以上3 時間未満の場合	815 単位	⇒	833 単位
所要時間 3 時間以上の場合	896 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数	⇒	916 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 ※以下の単位数はすべて1回あたり			
	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	249 単位	⇒	255 単位
所要時間 30 分以上1 時間未満の場合	393 単位	⇒	402 単位
所要時間 1 時間以上1 時間 30 分未満の場合	571 単位	⇒	584 単位
所要時間 1 時間 30 分以上の場合	652 単位	⇒	666 単位
所要時間 2 時間以上2 時間 30 分未満の場合	734 単位	⇒	750 単位
所要時間 2 時間 30 分以上3 時間未満の場合	815 単位	⇒	833 単位
所要時間 3 時間以上の場合	896 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数	⇒	916 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

家事援助が中心である場合 ※以下の単位数はすべて1回あたり

	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	102 単位	⇒	105 単位
所要時間 30 分以上 45 分未満の場合	148 単位	⇒	152 単位
所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	191 単位	⇒	196 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	232 単位	⇒	238 単位
所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	268 単位	⇒	274 単位
所要時間 1 時間 30 分以上の場合	302 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数		309 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数

通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合 ※以下の単位数はすべて1回あたり

	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	102 単位	⇒	105 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	191 単位	⇒	196 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	268 単位	⇒	274 単位
所要時間 1 時間 30 分以上の場合	336 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 68 単位を加算した単位数	⇒	343 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 69 単位を加算した単位数

通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 ※以下の単位数はすべて1回あたり

	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	98 単位	⇒	101 単位

▶居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算を行う。

居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の評価の見直し

現行		改訂後
居宅介護職員初任者研修課程修了者（「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）第6号の2に定める者。以下同じ。）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の <u>10%</u> を減算する。	⇒	居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の <u>30%</u> を減算する。

2-4. 重度訪問介護

▶基本報酬の見直し

病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合			
	現行		改定後
所要時間 1 時間未満の場合	184 単位	⇒	185 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	274 単位	⇒	275 単位
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	366 単位	⇒	367 単位
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	457 単位	⇒	458 単位
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	549 単位	⇒	550 単位
所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	639 単位	⇒	640 単位
所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	731 単位	⇒	732 単位
所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	816 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⇒	817 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	1,496 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⇒	1,497 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	2,171 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⇒	2,172 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	2,817 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	⇒	2,818 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	3,499 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⇒	3,500 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合			
	現行		改定後
所要時間1時間未満の場合	184 単位	⇒	185 単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274 単位	⇒	275 単位
所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	366 単位	⇒	367 単位
所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	457 単位	⇒	458 単位
所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	549 単位	⇒	550 単位
所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	639 単位	⇒	640 単位
所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	731 単位	⇒	732 単位
所要時間4時間以上8時間未満の場合	816 単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数	⇒	817 単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
所要時間8時間以上12時間未満の場合	1,496 単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数	⇒	1,497 単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
所要時間12時間以上16時間未満の場合	2,171 単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数	⇒	2,172 単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
所要時間16時間以上20時間未満の場合	2,817 単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数	⇒	2,818 単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
所要時間20時間以上24時間未満の場合	3,499 単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数	⇒	3,500 単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

▶運転中における駐停車時の緊急支援の評価

ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

移動介護緊急時支援加算	
移動介護緊急時支援加算	240 単位/日【新設】
算定要件等	
利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。	

2-5. 同行援護

▶基本報酬の見直し

同行援護サービス費 ※以下の単位数はすべて1回あたり			
	現行		改定後
所要時間30分未満の場合	184 単位	⇒	190 単位
所要時間1時間未満の場合	292 単位	⇒	300 単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	421 単位	⇒	433 単位
所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	485 単位	⇒	498 単位
所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	548 単位	⇒	563 単位
所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	611 単位	⇒	628 単位
所要時間3時間以上の場合	674 単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数	⇒	693 単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに65単位を加算した単位数

▶同行援護従業者要件の経過措置の延長

算定要件等

同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従 業者養成研修修了者とみなす経過措置について、

- ①同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員 養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があること
- ②盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること

①②等も踏まえて、令和5年度末まで延長する。

2-6. 行動援護

▶基本報酬の見直し

病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合 ※以下の単位数はすべて1回あたり			
	現行		改定後
所要時間30分未満の場合	255 単位	⇒	258 単位
所要時間1時間未満の場合	403 単位	⇒	407 単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	587 単位	⇒	592 単位
所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	735 単位	⇒	741 単位
所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	884 単位	⇒	891 単位
所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,032 単位	⇒	1,040 単位
所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,182 単位	⇒	1,191 単位
所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,330 単位	⇒	1,340 単位
所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,480 単位	⇒	1,491 単位
所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,628 単位	⇒	1,641 単位
所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,777 単位	⇒	1,791 単位
所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,925 単位	⇒	1,940 単位
所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,075 単位	⇒	2,091 単位
所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,223 単位	⇒	2,240 単位
所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,373 単位	⇒	2,391 単位
所要時間7時間30分以上の場合	2,520 単位	⇒	2,540 単位

▶行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

算定要件等

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」（実務者研修修了者）等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、

- ①従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないこと
- ②障害福祉人材の確保が困難である状況

①②等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図る。

2-7. 通所系サービス共通

▶医療的ケア児の基本報酬の創設

基本的な考え方

- 従来は、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- 今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。
- また、1事業所当たりごく少人数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。（※従来の看護職員加配加算を改組）
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。

●医療的ケアの新判定スコア

=点数変更(要件変更を含む) =追加項目

- ・医療的ケアのスコアを見直すとともに、新たに「見守りスコア」を設定

医療的ケア判定スコア		基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器（NPPV、ネガティブ圧、パルスオキシメトリック、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）		10	2	1	0
② 気管切開		8	2		0
③ 鼻咽頭エアウェイ		5	1		0
④ 酸素療法		8	1		0
⑤ 吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1		0
⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3	0		
⑦ 経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2		0
	経鼻胃管、胃瘻	8	2		0
	持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
⑧ 中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2		0

⑨ その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1	0
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1	0
⑩ 血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3	0	
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1	0
⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2	0
⑫ 排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5	0	
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1	0
⑬ 排便管理	消化管ストーマ	5	1	0
	利用時間中の摘便、洗腸	5	0	
	利用時間中の浣腸	3	0	
⑭ 痙攣時の管理	坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	0
<p><注意事項></p> <p>1) 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに対応する必要がある場合は「高」2点、直ちにはないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合は「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。</p> <p>2) 人工呼吸器と気管切開の両方に該当する場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。</p> <p>3) ⑩血糖測定、⑫排尿管理、⑬排便管理については、細項目のいずれか一つ114を選択する。</p> <p>4) インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。</p>				

▶医療連携体制加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。

医療連携体制加算 ※以下の単位数はすべて1日あたり

改定後						
加算	対象児童	職員	時間	利用者1名	利用者2名	利用者3～8名
I	非医ケア児	看護職員	1時間未満	32単位		
II	非医ケア児	看護職員	1～2時間未満	63単位		
III	非医ケア児	看護職員	2時間以上	125単位		

Ⅳ	医ケア児	看護職員	4 時間未満	800 単位	500 単位	400 単位
Ⅴ	医ケア児	看護職員	4 時間以上	1,600 単位	960 単位	800 単位
Ⅵ	看護職員がたんの吸引等に係る指導のみを行った場合（現行の加算Ⅲ）			500 単位		
Ⅶ	研修修了の介護職員等によるたんの吸引等実施の場合（現行の加算Ⅳ）			100 単位		



現行		
加算	単位	要件
Ⅰ	500 単位	看護職員が障害児 1 人かつ訪問時間 4 時間未満の支援
Ⅱ	250 単位	看護職員が障害児 2 人以上 8 人以下かつ訪問時間 4 時間未満の支援
Ⅲ	500 単位	看護職員がたんの吸引等に係る指導のみを行った場合
Ⅳ	100 単位	研修修了の介護職員等によるたんの吸引等実施の場合
Ⅴ	1,000 単位	看護職員が障害児 1 人かつ訪問時間 4 時間を超えて支援
Ⅵ	500 単位	看護職員が障害児 2 人以上 8 人以下かつ訪問時間 4 時間を超えて支援

▶看護職員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

看護職員加配加算の算定要件について、医療的ケア児に係る判定基準を用いることとし、実態に即して以下のとおり見直す。

看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員 1 人分の加算】

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所		
現行		改定後
現行の判定基準のスコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して 1 以上になること。	⇒	廃止 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。
主として重症心身障害児を通わせる事業所		
現行		改定後

<p>現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。</p> <p>※児童発達支援センター以外の場合、スコアが16点以上の障害児は2名としてカウントする。</p>	⇒	<p>医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。</p>
---	---	--

看護職員加配加算（Ⅱ）【看護職員2人分の加算】

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所		
現行		改定後
<p>現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。</p>	⇒	<p>廃止</p> <p>主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。</p>
主として重症心身障害児を通わせる事業所		
現行		改定後
<p>現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。</p>	⇒	<p>医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。</p>

▶家族支援の評価の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件を見直す。

家庭連携加算						
現行				改定後		
家庭連携加算 （月2回を限度）	1時間未満	187 単位/回	⇒	家庭連携加算 （月4回を限度）	1時間未満	187 単位/回
	1時間以上	280 単位/回			1時間以上	280 単位/回
訪問支援特別加算 （月2回を限度）	1時間未満	187 単位/回			1時間以上	280 単位/回
	1時間以上	280 単位/回				

事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能とするなどの見直しを行う。

家庭連携加算				
現行		改定後		
事業所内相談支援加算 (月1回を限度)	35 単位/回	⇒	事業所内相談支援加算 (I) (個別) (月1回を限度)	100 単位/回
		⇒	事業所内相談支援加算 (II) (グループ) (月1回を限度)	80 単位/回

▶著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合、虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設する。

個別サポート加算	
個別サポート加算 (I)	100 単位/日【新設】
個別サポート加算 (II)	125 単位/日【新設】
算定要件等	
<p><個別サポート加算 (I) ></p> <p>著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域 11 項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定 スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する。</p> <p><個別サポート加算 (II) ></p> <p>虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する。</p>	

▶児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算 (I) の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算 (II) を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算を創設する。

児童指導員等加配加算

児童発達支援						
現行				改訂後		
児童指導員等加配加算(Ⅰ)	児童発達支援センター	10～105 単位/日		⇒	児童指導員等加配加算	11～93 単位/日
	児童発達支援センター以外	36～418 単位/日		⇒		36～374 単位/日
児童指導員等加配加算(Ⅱ)	児童発達支援センター以外	36～209 単位/日		⇒	廃止	
放課後等デイサービス						
現行				改訂後		
児童指導員等加配加算(Ⅰ)	障害児	区分1	36～209 単位/日	⇒	区分廃止	36～187 単位/日
		区分2	36～209 単位/日			
	重症心身障害児		61～418 単位/日	⇒		60～374 単位/日
児童指導員等加配加算(Ⅱ)	障害児	区分1	36～209 単位/日	⇒	廃止	
算定要件等						
※追加要件のみ 難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。						

専門的支援加算【新設】

児童発達支援	
児童発達支援センターの場合	15～93 単位/日
児童発達支援センター以外	49～374 単位/日
放課後等デイサービス	
重症心身障害児以外	75～187 単位/日
重症心身障害児	125～374 単位/日
算定要件等	
専門的支援を必要とする児童のため専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者） （※）児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が	

必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。

2-8. 児童発達支援

▶基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定

基本報酬				
施設区分	障害種別	障害児区分（判定スコア）	定員	単位
児童発達センター	障害児	医療的ケア児 （32点以上）	30人以下	3,086 単位
			31人以上 40人以下	3,005 単位
			41人以上 50人以下	2,930 単位
			51人以上 60人以下	2,859 単位
			61人以上 70人以下	2,830 単位
			71人以上 80人以下	2,804 単位
			81人以上	2,778 単位
		医療的ケア児 （16点以上 32点未満）	30人以下	2,086 単位
			31人以上 40人以下	2,005 単位
			41人以上 50人以下	1,930 単位
			51人以上 60人以下	1,859 単位
			61人以上 70人以下	1,830 単位
			71人以上 80人以下	1,804 単位
			81人以上	1,778 単位
		医療的ケア児 （16点未満）	30人以下	1,753 単位
			31人以上 40人以下	1,672 単位
			41人以上 50人以下	1,597 単位
			51人以上 60人以下	1,526 単位
			61人以上 70人以下	1,497 単位
			71人以上 80人以下	1,471 単位
			81人以上	1,445 単位
		その他	30人以下	1,086 単位
			31人以上 40人以下	1,005 単位
			41人以上 50人以下	930 単位
	51人以上 60人以下		859 単位	
	61人以上 70人以下		830 単位	
	7人以上 80人以下		804 単位	
	81人以上		778 単位	
難聴児	医療的ケア児 （32点以上）	20人以下	3,384 単位	
		21人以上 30人以下	3,191 単位	
		31人以上 40人以下	3,075 単位	

			41人以上	2,975 単位
		医療的ケア児 (16点以上 32点未満)	20人以下	2,384 単位
			21人以上 30人以下	2,191 単位
			31人以上 40人以下	2,075 単位
			41人以上	1,975 単位
		医療的ケア児 (16点未満)	20人以下	2,051 単位
			21人以上 30人以下	1,858 単位
			31人以上 40人以下	1,742 単位
			41人以上	1,642 単位
		その他	20人以下	1,384 単位
			21人以上 30人以下	1,191 単位
			31人以上 40人以下	1,075 単位
			41人以上	975 単位
		重症心身障害児	15人以下	1,331 単位
			16人以上 20人以下	1,040 単位
21人以上	924 単位			
児童発達センター以外	小学校就学前の 障害児	医療的ケア児 (32点以上)	10人以下	2,885 単位
			11人以上 20人以下	2,613 単位
			21人以上	2,486 単位
		医療的ケア児 (16点以上 32点未満)	10人以下	1,885 単位
			11人以上 20人以下	1,613 単位
			21人以上	1,486 単位
		医療的ケア児 (16点未満)	10人以下	1,552 単位
			11人以上 20人以下	1,280 単位
			21人以上	1,153 単位
	その他	10人以下	885 単位	
		11人以上 20人以下	613 単位	
		21人以上	486 単位	
	小学校就学前の 障害児以外	医療的ケア児 (32点以上)	10人以下	2,754 単位
			11人以上 20人以下	2,513 単位
			21人以上	2,404 単位
		医療的ケア児 (16点以上 32点未満)	10人以下	1,754 単位
			11人以上 20人以下	1,513 単位
			21人以上	1,404 単位
医療的ケア児 (16点未満)		10人以下	1,421 単位	
		11人以上 20人以下	1,180 単位	
		21人以上	1,071 単位	

	その他	10人以下	754 単位
		11人以上 20人以下	513 単位
		21人以上	404 単位
	重症心身障害児	5人	2,098 単位
		6人	1,757 単位
		7人	1,511 単位
		8人	1,326 単位
		9人	1,184 単位
		10人	1,069 単位
		11人以上	837 単位
共生型児童発達支援			591 単位
基準該当児童発達支援給付費	基準該当児童発達支援給付費(I)	701 単位	
	基準該当児童発達支援給付費(II)	591 単位	

▶ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

2-9. 放課後等デイサービス

▶基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定

基本報酬					
障害児	授業終了後	区分1 (3時間以上)	医療的ケア児 (32点以上)	10人以下	2,604 単位
				11人以上 20人以下	2,402 単位
				21人以上	2,302 単位
			医療的ケア児 (16点以上 32点未満)	10人以下	1,604 単位
				11人以上 20人以下	1,402 単位
				21人以上	1,302 単位
			医療的ケア児 (16点未満)	10人以下	1,271 単位
				11人以上 20人以下	1,069 単位
				21人以上	969 単位
		その他	10人以下	604 単位	
			11人以上 20人以下	402 単位	
			21人以上	302 単位	
		区分2 (3時間未満)	医療的ケア児 (32点以上)	10人以下	2,591 単位
				11人以上 20人以下	2,393 単位
				21人以上	2,295 単位
			医療的ケア児 (16点以上 32点未満)	10人以下	1,591 単位
				11人以上 20人以下	1,393 単位
				21人以上	1,295 単位
	医療的ケア児 (16点未満)		10人以下	1,258 単位	
			11人以上 20人以下	1,060 単位	
			21人以上	962 単位	
	その他	10人以下	591 単位		
		11人以上 20人以下	393 単位		
		21人以上	295 単位		
休業日		医療的ケア児 (32点以上)	10人以下	2,721 単位	
			11人以上 20人以下	2,480 単位	
			21人以上	2,372 単位	
		医療的ケア児 (16点以上 32点未満)	10人以下	1,721 単位	
			11人以上 20人以下	1,480 単位	
			21人以上	1,372 単位	

		医療的ケア児 (16点未満)	10人以下	1,388 単位
			11人以上 20人以下	1,147 単位
			21人以上	1,039 単位
		その他	10人以下	721 単位
			11人以上 20人以下	480 単位
			21人以上	372 単位
重症心身児	授業終了後	5人	1,756 単位	
		6人	1,467 単位	
		7人	1,263 単位	
		8人	1,108 単位	
		9人	989 単位	
		10人	893 単位	
		11人以上	686 単位	
	休業日	5人	2,038 単位	
		6人	1,706 単位	
		7人	1,466 単位	
		8人	1,288 単位	
		9人	1,150 単位	
		10人	1,039 単位	
		11人以上	810 単位	
共生型放課後等 デイサービス	授業終了後		426 単位	
	休業日		549 単位	
基準該当放課後 等デイサービス 給付費	基準該当放課 後等デイサー ビス給付費 (Ⅰ)	授業終了後	529 単位	
		休業日	652 単位	
	基準該当放課 後等デイサー ビス給付費 (Ⅱ)	授業終了後	426 単位	
		休業日	549 単位	

▶送迎加算の取扱い

平成 30 年度報酬改定において、引き続き検討する事項とされていた放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果（知的障害児の利用が多く、通所に当たっての安全面を十分に考慮することが必要である）を踏まえ、障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

2-10. 相談系サービス共通（計画相談支援、障害児相談支援）

▶基本報酬及び特定事業所加算の見直し

令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費）を創設する。

基本報酬			
○計画相談支援 サービス利用支援費			
現行		改訂後	
なし		⇒ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	1,864 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	1,764 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	1,672 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	1,622 単位 【新設】
サービス利用支援費(Ⅰ)	1,462 単位	⇒ サービス利用支援費(Ⅰ)	1,522 単位
サービス利用支援費(Ⅱ)	731 単位	⇒ サービス利用支援費(Ⅱ)	732 単位
○計画相談支援 継続サービス利用支援費			
現行		改訂後	
なし		⇒ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,613 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	1,513 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	1,410 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	1,360 単位 【新設】
継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,211 単位	⇒ 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,260 単位
継続サービス利用支援費(Ⅱ)	605 単位	⇒ 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	606 単位

○障害児相談支援 障害児支援利用援助費			
現行		改訂後	
なし		⇒ 機能強化型機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	2,027 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1,927 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,842 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,792 単位 【新設】
障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,625 単位	⇒ 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,692 単位
障害児支援利用援助費(Ⅱ)	814 単位	⇒ 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位

○障害児相談支援 継続障害児支援利用援助費			
現行		改訂後	
なし		⇒ 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	2,027 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1,927 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,842 単位 【新設】
なし		⇒ 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,792 単位 【新設】
継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,625 単位	⇒ 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,692 単位
継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	814 単位	⇒ 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位

○特定事業所加算			
現行		改訂後	
特定事業所加算Ⅰ		⇒ 廃止 上記、新設の機能強化型サービス利用支援費へ組み込み。(※) (※) 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様	
特定事業所加算Ⅱ			
特定事業所加算Ⅲ			
特定事業所加算Ⅳ			

算定要件等

<機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)>

現行の特定事業所加算(Ⅱ)の要件を満たすこと

※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。(以下、機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について同じ。)

<機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)>

現行の特定事業所加算(Ⅲ)の要件を満たすこと。

<機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)>

現行の特定事業所加算(Ⅳ)の要件を満たすこと。

<機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)>

イ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 下記①～⑤の要件を満たすこと。(①～④は現行の特定事業所加算(Ⅰ)、⑥は特定事業所加算(Ⅱ)の一部要件に相当)

- ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に関催すること。
- ② 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ③ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ④ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。
- ⑤ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

▶主任相談支援専門員を1人以上配置することを新たに評価

見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価する加算を創設する。

主任相談支援専門員配置加算	
主任相談支援専門員配置加算	100 単位／月 【新設】
算定要件等	
主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。	

▶ サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提供を行った場合について、初回加算において更に評価する。

初回加算の見直し	
初回加算	300 単位／月（計画相談）※単位は変更なし
	500 単位／月（障害児相談）※単位は変更なし
算定要件等	
<p>従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって ・4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定 	

▶ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設する。

集中支援加算	
集中支援加算	300 単位／月 【新設】
算定要件等	
<ol style="list-style-type: none"> ① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合 ② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合 ③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合 	

▶他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価

サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する。

居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援）			
現行			改定後
居宅介護支援事業所等連携加算	100 単位/月	⇒	300 単位/月（算定要件①②の場合）
		⇒	100 単位/月（算定要件③の場合）
保育・教育等加算移行支援（障害児相談支援）			
保育・教育等移行支援加算	300 単位/月（算定要件①②の場合）【新設】		
	100 単位/月（算定要件③の場合）【新設】		
算定要件等			
<p>介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合</p> <p>② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合</p> <p>③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）</p> <p>※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。</p>			

▶ピアサポートの専門性の評価

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

ピアサポート体制加算	
ピアサポート体制加算	100 単位/月 【新設】
算定要件等	
<p>（1）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。</p> <p>① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者 ※</p> <p>※「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都</p>	

市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

- ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者 なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。(②の者の配置がない場合も算定可。)
- (2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- (3) (1)の者を配置していることを公表していること。

【画像出典】

厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第24回(令和3年2月4日)

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000734439.pdf>



発行：株式会社インフォ・テック

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

<http://www.info-tec.ne.jp/>